

計 算 書 類 に 対 す る 注 記 (法 人 全 体 用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 建物並びに器具及び備品一定額法
- ・ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給与引当金

公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する山口県健康福祉財団退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

- ・ 賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりになっている。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済(独立行政法人福祉医療機構)
- (2) 山口県健康福祉財団退職共済(公益財団法人山口県健康福祉財団)

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号の第一様式、第二号の第一様式、第三号の第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号の第二様式、第二号の第二様式、第三号の第二様式)

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。

- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号の第三様式、第二号の第三様式、第三号の第三様式)

なお、「日中一時支援事業」は収益事業に該当するが、みつば園拠点区分の「生活介護」と一体的に実施し、かつ当該事業の占める割合は僅かであるため、社会福祉事業のみつば園拠点区分としている。

- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号の第三様式、第二号の第三様式、第三号の第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分 (社会福祉事業)

イ みつば園拠点区分 (社会福祉事業)

「施設入所支援サービス区分」

「生活介護サービス区分」

「短期入所サービス区分」

「日中一時支援事業区分」

ウ まつば園拠点区分 (社会福祉事業)

「就労継続支援B型サービス区分」

- 「就労移行支援サービス区分」
- 「就労定着支援サービス区分」
- エ のぞみ園拠点区分（社会福祉事業）
- 「生活介護サービス区分」
- 「計画相談支援サービス区分」
- 「障害児相談支援サービス区分」
- 「地域相談支援サービス区分」
- オ なるみ園拠点区分（社会福祉事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	8,977,488	8,838,865	138,623
合 計	8,977,488	8,838,865	138,623

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。（単位：円）

	債 権 額	徴収不能引当金の当期末残高	当 期 末 残 高
事業未収金	62,302,385	0	62,302,385
合 計	62,302,385	0	62,302,385

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし